

学校生活のきまり

1. 登校・下校

- (1) 登下校の際や学校内では「服装・頭髪等のきまり」を守る。
- (2) 生徒証・生徒手帳は常に携帯する。
- (3) 登下校に際しては、ルールとマナーを守り、事故のないように心がける。
- (4) 登校時刻 8：30までに教室に入る。
- (5) 下校時刻 月曜日～金曜日は17：00とする。
ただし、自習室及び合格机で学習する生徒は19：00とする。部・同好会の活動時間は別に定める。
- (6) 自転車通学を希望する者は、許可申請書を提出し、購入したステッカーを所定の場所に貼る。
- (7) 原付、オートバイ、乗用車、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）は、通学ならびに学校生活に関係のある場所では絶対に使用しない。
- (8) 登校後は授業終了まで外出をしない。ただし、やむを得ない場合は学級担任を通じて所定の手続きをとり許可を受ける。
- (9) 休日・長期休業中の登下校については別に定める。
- (10) 自転車利用時は、ヘルメットを着用する。
- (11) イヤホン・スマホを使用しながらの運転はしない。

2. 校内生活

- (1) 集会・儀式等
集合、解散、整列は敏速かつ静粛に行う。
- (2) 出欠席等

ア 欠席 病気、事故等で欠席するときは、「保護者コミュニケーションシステム」にて、当日8：00までに連絡をする。

欠席が長期におよぶ場合は医師の証明（生徒手帳所定の欄を利用してよい）を添える。

イ 早退・欠課 事前に所定の手続により学級担任等に願い出て許可を受ける。

ウ 公認欠席・欠課 学校が認めた公式試合等の出場、進学・就職のための受験による欠席は、他の欠席と区別して取り扱われるので、事前に担当教諭、学級担任を通じて、所定の手続をとり、許可を受ける。

エ 忌引 事前に保護者が学級担任に電話等で連絡し、事後所定の手続により学級担任に届け出る。遠隔地の場合は、下記の忌引日数に加え、往復の移動も忌引とすることができる。

忌引日数は次のとおり。

1 親等……………7日以内

2 親等……………3日以内

3 親等……………1日以内

オ 感染症等 本人、家族または自分の住居付近に感染症が発生したときは、ただちに学校、保健所へ電話で連絡し、指示を受ける。

(3) 所持品

ア 他人に迷惑がかかるものや授業に支障があるもの、学校生活に不要なものはもってこない。

イ 貴重品、金銭は常に身につけておく。

ウ 拾得物、遺失物、盗難のあったときは、ただちに職員室に届け出る。

(4) 施設・備品等の利用

ア 学校の施設、備品等公共物は大切に扱う。万一破損したときは、ただちに学級担任または担当教員に届け出て指示を受ける。状況によっては弁償する。

イ 学校の施設、備品等を使用するときは、事前に所定の手続をとり、許可を受ける。

ウ ロッカーの使用規定を守る。

エ エアコンの使用については、使用規定を定めるので厳守する。

(5) 健康・安全

ア 保健室

保健室は、学校の保健センターとして、健康相談、健康診断、救急処置などに利用する場所である。保健委員会は、校内の保健活動をすすめる。

イ 環境の美化・整備

健全な生活を送るためには環境を整備する必要がある。その目的を達成するために、整美委員会と協力して環境の整備につとめる。

1. 各クラス、各部、各同好会等は施設使用後、必ず清掃を行う。
2. 大掃除は整美委員会が企画・立案する。
3. 特別教室および準備室はその教科等で定められた使用法に従い、整理整頓と美化につとめる。
4. 常にごみの分別を心がける。

(6) 防災・避難

生徒は、日頃から火災・震災およびその他の災

害の発生による緊急事態に備えて学校の行う設備の保全に協力し、防災・避難訓練に真剣に参加して、安全に避難できる習慣を身につける。

ア 校内自衛消防組織（下図参照）を理解し、その指示に従う。

本	部
校長・副校長（消防隊長）	経営企画室長（消防署への連絡）

1	2	3	4	5
避難班 (各授業担任)	消火班 (総務部) (探究支援部)	搬出班 (教務部・経営企画室)	警備連絡班 (生活指導部) (進路部)	教護班 (保健厚生部)
生徒に対する避難誘導と安全確保および人員の掌握	火災発生時の処置・初期消火・消火器・消火栓の操作・消火扉の閉鎖	非常持出品の目録作成とその整備保管、火災時の搬出作業	校外からの立入防止、搬出物品の監視、本部と各班との連絡	本部付近の安全な場所に位置し負傷者の救護

イ 火災または災害が発生したときは、冷静にして、その時の非常放送や指導者の指示に従い、安全に避難する。

ウ 校内に表示をして設置された防災施設には、みだりにふれてはならない。

エ 学校に危険物（爆発物等・発火物等）を持ち込むことを強く禁ずる。

オ 緊急時に安全、スムーズな避難ができるよう教室および部室等は日頃から整理・整頓に心がける。

(7) 集会・署名・掲示等

ア 集会、署名、印刷物の配布等を行うときは、事前に担当教員に届け出る。

- イ 掲示物は生徒用掲示板に掲示する。その他の場所に掲示する場合は掲示の手続をとる。
- (8) 生徒会活動
- ア 生徒会規約に従う。
- イ 教員の指導と助言を得る。
- (9) 悪天候時の対応について
- 気象庁の発表において、東京地方の23区西部、多摩北部のいずれかに、暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または特別警報のいずれかが発令された場合、次のように対応する。
- ア 午前7時まで以上に上記警報が解除された場合
……………通常授業
- イ 午前7時01分から午前9時まで以上に上記警報が解除された場合……………3時間目(10:40)始業
- ウ 午前11時まで以上に上記警報が解除された場合
……………5時間目(13:20)始業
- エ 午前11時を過ぎて上記警報が解除されていない場合
……………臨時休校
- なお、部活動については、午前11時以降に上記警報が解除された場合に、顧問がつけば、午後3時以降に部活を行うことができる。
- 注意1：悪天候時の登校については十分に安全を確かめて登校すること。交通機関等の影響による遅刻等の取り扱いはその都度考慮する。
- 注意2：考査等臨時時程の場合の対応は、その都度連絡する。
- (10) その他
- ア 上履、下履、グラウンド履、体育館履の区別

はしっかりと守る。尚、運動部等が校内で活動する場合は、体育館履以外の室内履を用意する。

イ アルバイトは、原則として禁止する。

ウ 校内での拡声装置つきの楽器の使用は、近隣に及ぼす迷惑を最小限にとどめるためにさしひかえる。行事等に際しては別に定めるきまりに従う。

3. 校外生活

旅行をする際に学生割引証を必要とする場合には学級担任に学生割引証交付願を提出し、所定の手続をとる。

<SNSムサキタールール>

- 情報を流す時は、出典を明らかにする。
- 自分が特定できる情報を流す時は鍵アカウントにする。
- 他人の写真等を載せたいときは必ず許可を得る。
- 悪口を書かない。
- 仲間外れをつくらない。

付 則

このきまりに変更の必要が生じた場合、生徒会および教職員の協議によって変更するものとする。

服装・頭髪等のきまり

1. 教育活動においては、校外外を問わず制服を着用する。
2. 制 服
 - (1) 型（スタイル）は本校指定のブレザー、スラックス、スカート。
 - (2) ネクタイかりボンは本校指定のものを必ず着用する。
 - (3) シャツ 白無地のワイシャツ。白無地のシャツブラウスでもよい。
3. 備 考
 - (1) 登下校はブレザーを着用する。（夏季期間は含まない）
 - (2) 寒暖調節は原則、ブレザーで行う。セーター（カーディガン含む）のみの登下校は認めない。
 - (3) セーター（ベスト・カーディガン含む） 地味な色で無地のものを着用する。ネクタイ等の結び目が見えるVネックのものに限る。部活動時以外のトレーナー・パーカーの着用は不可。
 - (4) コート 機能性を重んじ、寒期には防寒本位のものを着用する。
 - (5) 防寒着については冬季の登下校時のみ可能とし、校内では着用を禁じる。
 - (6) 夏の服装は6月1日から9月30日を目安とする。この期間は、男女ともブレザーを着用しなくてもよい。
 - (7) ポロシャツ 6月1日から9月30日の間着用を認める。色は白とし、ワンポイントは認めるが袖、

襟等の色違い、また、ラインが入っているものは認めない。

- (8) 衣替えの時期には別途移行期間を設ける。
4. 頭髪・装身具類等
頭髪の加工・染色、化粧・装身具類は禁止する。
5. 校 章
ブレザーの左襟につける。（夏服期間は不用）
6. 履物等
校内では、それぞれ学校指定の上履、体育館履を使用する。ただし、部活動で使用する場合はこの限りではない。
7. 異 装
やむを得ない事情でこの規定以外の服装、履物を使用するときは学級担任を通じて所定の手続をとる。